

# 認定日本語教育機関の戦略的な活用等に向けた提言（案）

令和6年11月 日  
日本語教育推進議員連盟  
会長 柴山 昌彦

我が国における在留外国人は近年急増し、本年6月末には358万人に達しており、今後、育成就労制度の創設等により、特に外国人労働者の一層の増加が見込まれる。我が国に居住する子供から大人までの外国人が、日常生活や社会生活を国民とともに円滑に営むことができるよう、日本語教育環境の整備を進めることが喫緊の課題である。

こうした課題を踏まえ、第211回国会において成立した「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づき、本年10月、初の日本語教育機関の認定が行われるとともに、認定日本語教育機関において教育を行うための国家資格を取得する上で必要となる初回の日本語教員試験が、約1万8千名の受験者による出願を経て11月17日に実施され、今後、正式な資格登録が行われることとなっている。

他方、既存の法務省告示校は800校以上を数え、新規校を含めた膨大な数の学校が円滑に認定に向けた申請を進めていくとともに、教員の処遇改善等、日本語教育の質の向上を図るためには、依然として大きな課題が残されている。また、日本語指導が必要な児童生徒の学びの環境整備や、地域における日本語学習機会の確保といった課題に対する日本語教育施策の一層の推進が必要である。

日本語学習を希望する留学生、就労者、生活者、外国人児童生徒、難民等を含めた外国人等が、誰一人取り残されないように日本語を学ぶ機会を充実させるため、政府に対し、以下の対応を求める。

## 記

### 1 外国人の子供に対する日本語教育等の充実

日本語指導が必要な児童生徒が約6.9万人と約10年間で約1.9倍増加し、多くの自治体や学校に在籍するようになってきていることを踏まえ、外国人の子供たちが共生社会の一員として必要な教育を受けられる環境を整備するため、地方自治体における、登録日本語教員の活用を含めた外国人の子供に対する日本語教育等の取り組みへの支援に必要な予算を一層拡充すること。

### 2 地域における日本語教育の推進をはじめとする日本語教育施策の推進

日本語教室空白地域を含め、我が国に居住する外国人に日本語学習機会を行き届かせるため、地方公共団体による生活者としての外国人等に対する日本語教育の体制整備への支援をはじめ、日本語教育施策に必要な予算を十分に確保し、我が国における日本語教育の環境整備を推進すること。

### 3 認定日本語教育機関の戦略的な活用の促進

教員の処遇改善等、日本語教育の質の向上を図るため、外国人に対する日本語教育から受益する産業界等から、日本語教育機関に対する教育投資を促進し、教育の質向上につなげる好循環を創出できるようなモデルを確立すること。

### 4 育成就労制度の創設に対応した認定日本語教育機関の活用

育成就労制度においては、外国人が就労開始前までに日本語能力A1相当以上の試験（日本語能力試験N5等）に合格すること又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関等において受講することを要件とするなど、認定日本語教育機関を活用することとしているところ、制度の施行に向け、認定日本語教育機関による質の高い教育が提供されるよう、法務省や厚生労働省等の制度所管省庁は文部科学省等と十分連携した上で検討を進めること。

以上